

漢代の勸農政策

——財政機構の改革に関連して——

西村元佑

【要約】 さきに加藤繁氏は、前漢時代の財政機構が帝室財政と国家財政との二本建となつてゐることをあきらかにされた。このよ
うな財政機構のありかたは戦国時代にまで溯及しうるものであり、この問題はその後、宮崎市定氏によつて、また最近増淵龍夫氏に
よつてそれぞれの分野に發展せしめられた。（「中国古代賦税制度」・「先秦時代の山林政沢と秦の公田」）ところが二本建財政は前漢
一代で終りをつけ、後漢以後は、国家財政一本建となつてしまつた。この後漢以後の問題を、勸農政策との関連の上からとりあげて
みたものが小論である。そしてわたくしは本論において、財政機構の姿容と勸農政策のありかたを通じて、後漢時代を隋唐国家体制
の出発点と考えた。

はじめに

古代における国家権力の基盤は広汎な中小農民層のうえ
におかれている。この中小農民が健全であるためには国家
権力は当然これに対する保護・育成の手段を講じなければ
ならない。勸農政策とはまさにこの目的のために行なわれ
たものである。勸農政策には地方長官を中心に田土を開発
してゆく墾田政策と、貧窮民の生産活動をカバーするため

の振貸および公田仮与政策との両面があつた。前者はその
積極的な側面であり後者は消極的な側面である。このよう
な政策を通じて造出される新開田や仮与田は多分に国家的
土地所有の性格をもち、またこのような土地にささえられ
た民田の経営が展開されるところに、専制権力の基盤であ
る自営農民の存在がささえられる。そしてこのような政策
が地方長官を主体として推進されるためには、全国地方長
官への農政面における権限の移譲が要請され、この要請に

こたえるためには中央の財政機構の改革が必須となる。そこで帝室財政機構である大司農がこの線にそつて変容される。かくして専制君主とその基盤である自營農民との基本的關係が強化拡大されるのである。右のような過程を前漢から後漢にいたる財政機構と勸農政策の展開のなかにとらえてみた。叙述の都合上まず財政機構の変革からはじめ、つぎにこれに照応するものとしての勸農政策の実情にときおよんだ。わたくしの考究のたらないところは諸賢の御示教を期待してやまない。なお本論は昨年、本誌四一卷二号に發表した拙論「勸農政策と占田課田」の前篇であり補篇でもある。

一、前漢の財政機構一般

前漢の財政機構が帝室財政と国家財政にわかれていたことはさきに加藤繁氏の指摘されたとおりである。帝室財政機関である少府は『漢書』一九上百官表に「秦の官なり。山海池沢の税を掌り以つて共養に給す」とのべてあり、また国家財政機構である大司農はもと治粟内史といい「秦の官なり。穀貨を掌る」といふ。応劭の注には「少府の財用は禁

錢と名づけ天子の私養に給するもので、自づから別に蔵をなす」といい、顔師古注には「大司農は軍國の用に供し、少府は天子を養う」とのべ、『北堂書鈔』五四に引かれた応劭漢官には「大用は司農に由り小用は少府に由る。故に小蔵という」とあり、國家の公用は大司農が管掌し、天子の私用は少府が管掌するという建前であつた。ところが兩者の財政収入の内訳は、大小の名称とは逆に、大司農が四〇余万万（億）少府が八三万万（『太平御覽』六二七治道部八、賦歛の条引、桓譚新論）といわれ、また一説には少府およびその補助機関である水衡都尉の収入合計は四三万万、大司農は四〇万万（『漢書』八六王嘉伝）ともいわれる。少府の収入については兩者の間に相当な開きがあるが、いずれにしても少府の収入が大司農を上廻っている点では一致している。しかもこれら二つの記事はいずれも武帝以後のものと考定されるので、少府の収入のなから巨大な塩鉄収入を大司農に移管してのちの事実である。したがつて武帝の塩鉄専売（一一九B・C）以前の少府の収入は、大司農の収入をはるかに上廻る尨大なものであつたに相違ない。このようないわば帝室財政中心主義の体制が、前漢時代ことに漢初に

において著しいと考えられることは、秦が戦国時代以来、他の専制的領域国家とおなじく、帝室直營の財政機構に重点をおいてきた体制を漢がそのまま継承したためである。^④

このような経済体制に大きな変化がおこつたのは武帝の時であつた。『史記』三〇平準書によれば、塩鉄丞咸陽・孔僅は「山海は天地の蔵であるからみな宜しく少府に属すべきものを、陛下は私せず大農に属して賦(公用)をたすけられます……」とのべ、武帝が少府収入の相当部分を大司農の財政に移管したことを指摘している。これ以後塩鉄は国家の専売制となり国家財政の重要な財源の一つに加えらるのであるが、それでもなお元帝時代(四八―三三B・C)の少府の収入が、大司農のそれを上廻つていたことは前述した通りである。ところがつぎの成帝時代に、谷永は帝室の奢侈を諫言するとともに「ますます太官・導官・中御府・均官・掌畜・廩犧の用度を減じ、尚方・織室・京師郡国の工服官の発輪造作を止めて以つて大司農を助けよ……」(『漢書』八五本伝)とのべている。これは要するに少府の財政よりも大司農のそれを重視する意見である。かれはのちに大司農の長官に任ぜられているが、このような考えはず

で元帝時代にも貢禹・翼奉(『漢書』七二・七五本伝)等によつてのべられてきたものである。^⑤このように大司農を主体とする国家財政中心主義にあらためようとする傾向は、武帝以後次第に強くなるが、前漢時代は最後まで少府・大司農の二本建財政が持続された。ところが後漢になると完全に大司農による国家財政一本にきりかえられてしまう。

前漢の官制一般についてのべた『漢書』百官表と後漢のそれをつたえる『統漢書』百官志との当該記事を比較すると、まず目につくのは少府の機構改革と縮少である。少府は前漢時代に長官の少府卿の下にこれを補佐する次官の丞が六人もおかれ、また少府の補助機関として武帝の時に設置された水衡都尉には丞が五人おかれ、両者ともに中央官庁のなかではもつとも次官員を多くそなえた機関であつた。これは両機関がとくに事務繁忙であつたことを物語るものである。ところが後漢時代の少府は長官の下に次官の丞を一人おいただけで、一挙に五人を削減してしまつた。また少府の補助機関として少府につぐ老大な次官員をそなえた水衡都尉は「世祖これを省いて其職を少府に并わす」(『統漢志』本注)とあるように全部少府に吸収してしまつた。し

たがつて後漢時代の少府は前漢の少府と水衡都尉を合併して、しかも長官と次官おのの一人ずつとなつたから、前漢時代にくらべて一挙に一人の長官と一人の次官を削減したわけである。このような官員の急激な減少はもちろん機構の大変革に由来するものである。前漢時代に大司農にもまさる大きな財政を管掌した少府は、後漢になるとその財政事務をそつくり大司農に移管してしまい、単に宮廷内の政務等を掌る機関となつてしまつた。『統漢志』本注には少府の管掌事項を説明して「(宮)中服御の諸物・衣服・宝貨・珍膳の属を掌る」とのべている。加藤繁氏は財政組織に二大區別を置く制度は秦以来の制度を継承したものであり、これが前漢かぎりで終つたことを指摘されるとともに、このことについて「さりながら光武の改革は余りに極端に馳せたものではなからうか。角を矯めて牛を殺す感は無かつたであらうか。国家財政と帝室財政とを區別し、宮廷費の為に国政費を累さず、国政費の為に宮廷費を傷けず、互にその畛域を守つて相侵さざらしめんとする制度を一朝にして廃止し了つたのは早計でなかつたであらうか。これは後漢及びその後の財政の状態を検討して始めて明か

にし得ることで今後の考究に俟ちたい」とつけくわえられた。では後漢以後の状態は一体どうなつたのであろうか。つぎに後漢の一元的財政機構となつた大司農について考察しよう。

① 加藤繁「漢代に於ける国家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」(『支那経済史考証』上)

② 秦では治粟内史といい、漢初はこれをうけたが武帝は大司農とあらためた。韓信は高祖に屈服すると、治粟都尉に任ぜられたが、武帝の時に桑公羊も治粟都尉に任ぜられており、治粟都尉は治粟内史または大司農卿の属官である。

③ 『漢書』王嘉伝の記事は元帝時代のものであり、また新論のそれは宣帝以後のものとして推定されることは、六臣注文選、三六・永明九年策秀才五首の李善注に「桓子新論曰、漢宣以来、百姓賦钱、一歳余二十万、藏於都内」とあることによつてわかる。(増淵氏「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」(『中国古代の社会と文化』、二四三頁・注二参照))

④ 増淵龍夫氏は秦の公田経営を論ずる際、『太平御覧』一六一州郡部七河北道上、定州の条引、史記佚文にある魏の李克の言をとりあげ、戦国時代における専制君主の経済的地盤としては、県制下の人民よりの賦税収入もさることながら、山林藪沢の利が重要な比重をしめたことを指摘される。(増淵氏前掲二四五・六頁)

⑤ 貢禹は武帝以来の宮廷の奢侈を指摘し、これが宣帝にいたる

まで常制となつていて諫言する者もない有様であるとのべ、また官奴婢一〇万を庶民として北辺の戍卒に代うべしという。これらの進言によつて宜春下苑を省いて貧民に給田が行なわれてゐる。〔漢書〕七十二本伝)

翼奉は「宮室苑囿奢泰にして供しがたし。故を以つて民困しみ困虚しく、累年の畜なし……」とのべている。〔漢書〕七五本伝) これらはいずれも宮室財政の過大を指摘したものとみてよい。

⑥ 加藤繁氏前掲、一五〇頁。

二、後漢の大司農

統漢志少府の条の本注に「凡そ山沢陂池の税を名づけて禁銭といひ少府に属せり。世祖改めて司農に属す」とあるように、後漢になると前漢の少府が管掌していた帝室財政を大司農に移管して国家財政一本建としたため、大司農は帝国の財政を一手にひきうける重大な任務をおびる機関となつた。『統漢志』の本注には大司農の職掌を説明して「諸の錢穀・金帛・諸の貨幣・郡国の四時に上る月旦の見錢穀簿を掌る。其遺未だ畢わらざるは(未納の分は)おのおのつぶさにこれを別つ。辺郡の諸官の調度を請う者は皆報給をなし、多きを損し寡きを益し相給足するを取る」と述べ、そ

の記事がきわめて具体的である。

ところがその下にある属官の配備をみると、太倉令(全国より伝漕する穀物を管掌する)・平準令(物価の調査と練染采色の工藝を管掌する)・導官令(御米を舂き乾糶をつくる)の三令丞があるのみで、前漢の大司農が太倉・均輸・平準・都内・籍田の五令丞および幹官・鉄市の両長丞と、郡国の諸倉・農監・都水等の六十五官長丞を所屬せしめていたのとは大きな相違である。前漢の少府を吸収してすべての財政を專管することになつた後漢の大司農は、機構の大拡充を行うのが当然であるのかえつて機構の縮少をとげているのは何故であろうか。この事情について『統漢志』本注には「郡国の塩官・鉄官はもと司農に属す。中興より皆郡県に属す。また廩犧の令あり六百石なり。祭祀の犠牲・鷹鷲の属を掌る。および雒陽の市長・鄠陽の敖倉の官は中興より皆河南尹に属す。余の均輸等は皆省けり」とあるから、前漢時代の司農の属官は太倉・平準の二のみをとどめて他はすべて廃止するかまたは郡国に移管されたのである。そして前漢時代には少府の属官であつた導官令が後漢では大司農に移管されたので、これをあわせて大司農の属官は都

合三つとなるわけである。^①したがつて大司農は後漢には国家財政の総元締とはなつたが、地方の財政実務はすべて郡国の管轄に移譲してしまつた。これは後漢の国家財政のありかたに大きな変革が行われたものといえる。

このような従来中央に所属した財政機構の大巾な郡国移管の実態を、今わたくしの論考に直接関係のある農政関係機構のみについてみてゆくと、前漢の大司農に所属した都水と農監とが後漢では省かれたことになつている。〔統漢志』引、胡広注）ところが『統漢志』少府の条本注には「都水を郡国に属す」と述べているから、都水は中央の所属をはなれてあらためて地方長官の管轄下にはいつたのである。『漢書』百官表・『統漢書』百官志ともに都水は諸所に散見するが、まとまつた記事は『晋書』二四職官志の都水使者の条にみられる。しかし『通典』二七職官・都水使者の条の記事がさらに詳しいのでこれによると「初め秦漢また都水の長丞あり。陂池灌漑を主り河渠を保守す。太常・少府より三輔等に及ぶまで皆其官あり。漢の武帝は都水の官多きを以つて、乃ち左右使者を置いて以つて之を領す。漢の哀帝使者の官を省ぶく。東京に至りて凡そ都水（使者）は

皆之を罷め、河隄謁者を併せ置く」という。つぎに『六典』二三、都水監の条では、はじめて都水使者をおいたのは漢の武帝ではなく成帝となつており、また『晋書』職官志の場合とおなじく都水と水衡都尉とを混同しているが、「後漢には都水を省ふいて以つて郡国に属し、而して河隄謁者五人を置く。魏も之に因る」とあり、前漢の都水使者にあたるものは後漢では河隄謁者となり、地方の陂池・灌漑を司どり河渠の保守にあつたのである。ところが『統漢書』百官志、州郡の条のおわりに「其郡に塩官・鉄官・工官・都水官ある者は、事の広狭に随つて令長及び丞を置く。秩次皆県道の如し。分士無きも本吏を給す」とあり、その本注には都水官を説明して「水池及び魚利あること多き者は、水官を置いて水を平し漁税を収むることを主らしむ」とあつて『通典』『六典』『統漢志』の記事には若干の出入があるが、要するに官位のうえでは、都水官とは上は県令級のものから下は長丞級まであり、職掌の内容は、陂池の灌漑・河渠の保守および漁税の收取を掌るものであつた。また制度面からみると、秦から前漢のおわりまでは中央官庁たる少府・水衡・大司農・太常等に直属したが、後漢になると地方

長官の下に所属するようになった。また中央との連絡については、成帝の時に『通典』では武帝となつている。都水使者をおいたが、後漢時代にはこれに代えて河隄謁者をおいたということになる。^⑥そして魏はこれを継承し、晋になると都水台をおき、長官である都水使者のもとに河隄謁者を所属せしめ(『通典』三七職官)また地方では刺史の従事に都水従事を一人ずつおくこととし、水利行政の系統を上下にわたつて整備した(『晋書』職官志)。これは後漢の制度の発展したものである。前漢時代に太常・三輔・少府・大司農等の中央諸官庁にそれぞれ分散して直屬していた都水の官が後漢では郡国に所屬して地方の水利灌漑行政にあたることとなり、地方官の墾田政策に寄与する体制ができたのであつたのである。また前漢時代大司農に所屬し、後漢には廢されたという郡国の農監はどうか。王先謙は『漢書』補注に農監を農官と解しているが、事実農監というものは他に見当たらないから農官であろう。前漢武帝の時、楊可の告緡によつて没収された土地が大県では数百頃、小県でも百余頃あり、これを水衡・少府・太僕・大司農に配屬して、それぞれ農官をおいて耕作の管理にあたらせたことが『漢書』食貨志下および史記

平準書にでている。後漢時代にも地方の郡には園田等の公田が所屬したから、郡国の公田は前漢のものをそのまま継承したに相違ない。すなわち『後漢書』一一〇上文苑伝には、黄香が魏郡太守として郡の園田を人民に賦与したことがでている。郡田が太守の権限で人民に仮与されている事実は、地方の公田が地方長官の管轄下にあつたことを裏書きするものである。また辺郡におかれた屯田は、前漢の武帝が「農都尉をおいて屯田殖穀を主らしめた」と『統漢志』に述べ、この農都尉が西河・朔方・五原・北地・安定・武威・張掖等の郡におのおの一乃至二以上、合計一一おかれていたことを勞榦氏は『居延漢簡考証』卷一に述べているが、後漢になつても農都尉の制度は継承された。しかし光武帝は農都尉を典農都尉とあらためたらしく、建武八年、梁統は酒泉郡の典農都尉に任ぜられている。^⑦(『後漢書』六四本伝)。後漢末、曹操の設置した典農部はこの官を継承してその規模を拡大したものである。かくして後漢時代には、郡国の農政の運営が全国地方長官を主体にして行なわれる体制ができた。これはいうまでもなく地方政治の発展である。

また前漢平帝の時に大司農に部丞一三人をおいて全国一

三州の勸農を管掌せしめていたのを、後漢ではこれも廃してしまつた。これは地方官に農政を移譲した当然の結果であらう。このようにして前漢時代の少府・大司農等にそれぞれ所屬した農政機構が全般的に地方に移讓されることにより、全地方官を主体とする郡県制的把握を媒介として強力な勸農政策を行い、これらの成果を中央の財政機関たる大司農が総理する体制ができたわけで、後漢の大司農は地方的なものを切離すことによつて、かえつて古代帝国の財政総裁機関としての機能を充分に發揮できる中央官庁となつたともいえる。では前漢時代に龐大な帝室財政を管理したが、後漢になるとその財政的機能をすべて大司農にゆづつてしまつたのちの少府はどうなつたか。

⑦『晋書』職官志によれば、晋の大司農は大軍・導官の二令と、襄国都水の長および四方の護漕の掾を統べるにすぎず、以後唐にいたるまでも大体同様で、前漢のような諸多の属官をもつことはなくなつた。

⑧『後漢書』一〇六循吏伝の王景伝に引かれた「十三州志」には「前漢成帝の時に河隄謁者をおき、これを一名護都水使者とも稱したが、後漢になつて三府の掾属をこれに充てた」とのべている。これによると河隄謁者・護都水使者は同一官の別名ということになるが、これは『漢書』二九溝洫志にみえる河隄使者

王延世のことを指すものであらう。かれはこの時四郡三二県におよんだ水害を三六日で治めた。そしてこの時、別に謁者二人を發して船を出して人民を救わしめたということである。「十三州志」ではこの使者と謁者が混同されているようにおもわれる。とにかく諸書の記事からみて、河隄謁者は後漢になつてからおかれたとするのが正しいようである。また都水使者を武帝の時においたとする『通典』の説は『漢書』溝洫志・『後漢書』循吏伝および十三州志によつて、『六典』の成帝説にあらためる必要があるのではないか。

⑨ 明帝永平一六年、伊吾廬の地に宜禾都尉をおいて屯田した（『後漢書』一八西域伝）が、宜禾都尉というのは特殊の名称で、屯田專管の一般的な官名は、前漢の農都尉を継ぐ典農都尉であらう。

三、後漢の少府

前漢時代における少府の機構内容については加藤繁氏の詳細な解説があるが、氏は少府の職務内容を大別して、(一)天子の供養ならびにこれに関する宮廷の雑務を掌るもの、(二)宮廷の財政に関する事務を掌るもの、(三)国政に関する事務を助けるものの三種類に整理された。そのうちの(一)は後漢時代に大司農に移管されるが、(二)と(三)はそのまま存続する。ところで『統漢志』本注において、後漢の少府の職務内

容の総括的説明として冒頭にかかげられたものは「(宮)中服御の諸物・衣服・宝貨・珍膳の属を掌る」とあるのみで、これは加藤氏のあげられた(一)にあたるもので、(三)をふくんでいない。加藤氏も『統漢志』の本条により後漢時代の少府を説明して「少府を以つて単に宮廷の雑務を掌る官庁とし……」^⑩と述べておられるが、『統漢志』の冒頭説明には氏の指摘された第三条すなわち「国政に関する事務を助ける機関」としての重大な任務に関する事項を落している。

これは本注が簡略を期したためこのようにしたとも考えられるが、後漢時代における少府の本領はこれまでの財政機関としての事務をすべて大司農にゆずり、天子側近の政務機関に転換したところにあるから、もし少府の職掌を簡単に説明するとせば、政務機関であることを冒頭にかかげねばならないはずである。

すなわち前漢時代以来の尚書令・中書謁者令・侍中等はずれも帝の側近にあつて機密を掌り（これらは唐の三省すなわち尚書・中書・門下の濫觴である）なかでも尚書の権はとくに重く、すでに前漢時代に車騎將軍張安世（『漢書』五九本伝）大將軍霍光（『漢書』六八本伝）大司馬王鳳（『漢書』九

八元后伝）左將軍師丹（『漢書』八六本伝）等は本官とともに尚書をかね、領尚書事となつて機密を掌つたが、後漢になると太傅趙壹（後漢書』五六本伝）太尉牟融（『後漢書』五六本伝）太尉鄧彪（『後漢書』七四本伝）等が録尚書事となり、三公以上の権力をもつようになつた。^⑪『後漢書』七六陳忠伝には「今三公其名に当ると雖も而も其実なし。選挙誅賞一に尚書に由る。尚書の見任は三公よりも重し」とのべている。そしてこのような尚書の地位の変化は前漢宣帝ごろからはじまり成帝の時（建始四年、二九B・C）には尚書に常侍曹・二千石曹・民曹・客曹の四曹^⑫を置いて、尚書が単に機密を掌るだけでなく行政の総裁機構となる端緒ができたが、つたが（『統漢志』）後漢になると尚書には六曹（常侍曹を吏曹とし、ほかに三公曹・中都官曹を増す）^⑬の政務分担機関をおき、これは魏晉以後に継承されて唐代における尚書省の六部にまで発展する。^⑭

後漢時代の少府にとつてもう一つ重要なことは、御史中丞があらたに加えられたことである。これは本来御史大夫の丞であつたが、御史大夫が大司空と名をあらためてから（『漢書』一九上百官表）御史台の統率者となつたもので、蔡

質漢儀には「朝会には独り内堂蘭台に坐して諸州の刺史を督し百寮を糾察す」といひ、惠棟の漢官解詁には「建武以来御史大夫の官属を省くも蘭台に入侍するもの十五人あり。特に中丞一人を置いて以つて之を総ぶ。此官非法を挙ぐことを得。其權尚書に次ぐ」(『後漢書集解』)という。また『晋書』二四職官志には「外は部刺史を督し内は侍御史を領し、公卿の奏事挙劾按章を受く」とあるように、内外に対する糾察權をもつてその權威は尚書につぐものであり、これが後漢ではあらたに少府の属官となつた。これは少府が帝權に直屬する中央の政務機關であると同時に、全国の地方政治をも掌握する機關となつたことをしめすものである。

前漢宣帝ごろから次第に重視された刺史の監察制度が元帝・成帝にいたつていよいよ整備されてくるが、後漢になると刺史の監察權を一層重くしたことは『通典』三二職官・州郡上に「旧制に州牧は二千石長吏の位に任えざる者を奏すれば、事皆先ず三公に下る。三公は掾史を遣わして按驗し、然る後に(二千石長吏を)黜退せり。光武即位し法を用うることを明察なり。復三府に委せず。故に權、挙刺の吏に帰す」とのべていることによつてあきらかである。

この刺史を統率するものが御史中丞であり、御史中丞は尚書につぐ權力をもち、また尚書令・司諫校尉とともに「朝会には席を専らにして坐し、三独坐と称せられた」(『通典』二二職官・尚書令上)というから後漢時代になると全国人民の郡県制的把握が、皇帝の側近機關に直結して強化されたことがわかる。

以上、後漢の少府の機構内容のうち政務機關としての役割の概要をのべたが、これを除けば少府は単に天子の奉養ならびに宮廷内の雜務を掌る機關にすぎなかつた。魏晉以後、南北朝を経て唐にいたる間の少府は一様に、天子の奉養または御服・器物の製作機關にすぎず、漢代少府に属した重要政務機關は、少府の所屬から脱してそれぞれ尚書・中書・門下・御史等の枢要政務機關となつて独立する。したがつて『統漢志』本注少府の条の冒頭にかかげられた少府の職務内容に対する説明、すなわち「(宮)中服御の諸物・衣服・宝貨・珍膳の属を主る」というものは、後世の少府の概念によつて後漢時代の少府を説明したもので、枝末をあげて根幹を見落したものであるというべきであろう。

天子の側近機關として多くの宦官をもつ少府が、行政面

において中央ならびに地方政治の総裁機関として集中的に重要性をもつようになったことは、とりもなおさず専制君主の中央集権の充実を意味する^⑮。尚書のみならず、魏晉以後においては中書がさらに尚書以上に枢要な地位をしめるようになるが、これとてもその理由は要するに天子に対する親密度の深淺だけでほかに何等の事情も存しないことは、王鳴盛が十七史商榷に指摘している通りである（卷三二・台

右）。要するに側近機関の権力増大は専制君主権力の増大の反映にはかならぬ。従来、後漢帝国が豪族との連合政権のように考えられ^⑯したが、基本的にはむしろ古代帝国の専制政治体制の整備強化の面を重視すべきであろう。そしてこのことは下部構造として、大司農による国家財政一本化の体制が郡県制的把握の基本的関係の上に確立されたことと当然関連をもつものと考えてよいであろう。以上、前漢から後漢にいたる大司農および少府の機構改革を通じて、前漢時代に帝室財政と国家財政の二本建であつた体制が、後漢では国家財政一本に整備されるとともに、その基盤として全国地方官への農政面における権限の移譲がおこなわれ、かつ全国刺史の総帥的位置にある御史中丞が皇帝の側

近政務機関である少府に編入されて、司隸校尉とともに尚書（宰相）につぐ権力をもつことによつて、古代専制君主が郡県制的把握の基本的関係を媒介として全人民を統裁する体制ができあがつたことをのべた。ではこのような機構改革に照応するものとしての、農業政策の実局面はどうであつたか。

⑮ 加藤氏前掲、一二七―三六頁。

⑯ 同右 一五〇頁。

⑰ 『初学記』 一一職官部上、尚書令第三の叙事欄に引かれた漢官儀には尚書のおこりを説明して「秦の時には少府から吏四人をつかわして殿中の發書を主つたのを尚書といつたが、漢もこれをうけついで」と述べている。

⑱ 『漢書』 一〇成帝紀には、尚書に五曹（さらに三公曹を加える）をおいたとある。しかしこれはほとんど廃され四曹が前漢では常制となつたようであるから、『統漢志』にしたがつて四曹とした。

⑲ 後漢の六曹の内容は、二千石曹のように前漢と同名でも職掌のことなるものがある。これらの説明はいまは省略するが、『初学記』の尚書令の条、事対欄の八座三独の項、自注にある説明は『統漢志』の劉昭注よりも明晰であることだけを指摘しておく。

⑳ 漢代の尚書は魏晉以後のそのように独立した機関にはなつていないから漢代と魏晉以後とは區別して考えなければならな

いが、いまはその系譜をたどつたまでである。

⑩ 藤岡喜久男「前漢の監察制度に関する一考察」〔『史学雑誌』六六の八〕

なお兩漢の刺史制度の沿革については、桜井芳朗氏の好論「御史制度の形成」〔『東洋学報』二三の二・三〕がある。

⑪ なお後漢になると地方官の職任が重視され尚書令・僕射から郡太守となる者「鍾離意」〔後漢書〕七一一本伝、黄香（同一一〇上文死伝）胡広（同七四本伝）や、郡太守から三公となるもの「虞延」（同六三本伝）第五倫（同七一一本伝）鮑昱（同五九本伝）劉寵（同一〇六循吏伝）がある。

⑫ 後漢時代の少府が集中的に権力をもつようになったのは、とりもなおさず専制君主権力増大の反映にはかならない。元の郝経は『続後漢書』八六中・職官少府の条に、少府に権力が集中し、これが漢王朝を乱すもとなつたといひ、その原因を出沢陂池の税を取め奢侈をきわめたため、親臣が少府にあつまり権を専らにしたことにあるとのべているが、これは前後漢がまつたく混同されている。前漢時代に少府が帝室の龐大な私財を管理した時にはその権力が弱く、後漢になつて少府の財政的機能を大司農にゆずつてのちに、かえつて少府の権力が強くなつていくという事実は、少府そのものに権力の根源があるのでなく、国家体制の整備にもとづく専制権力の確立が、君主側近機関としての少府に反映したものにほかならない。専制君主がその側近に権力を集中し得る体制が後漢時代に確立したことこそ、重要な意味をもつものであることをつげくわえておく。

⑬ 曹魏になつて中書が尚書以上に権力をもつようになることは趙翼の『陔餘叢考』二六・尚書の項に簡明にのべてあるが、この辺の事情をもつとも具体的にしめしている事例として、晋になつてからのことであるが、『晋書』三九荀勗伝に「かれが中書監から尚書令に転任したときに、わが鳳凰の池を奪われたといつてなげいた」という事実をあげておこう。

なお一言つけくわえておくが、後漢時代の尚書は録尚書事として宰相の位置にあり、事実上は少府から独立しているものと考えてよい。しかし官制上では、魏晋以後のように尚書台として独立していない。

⑭ 楊聯陞「東漢的豪族」〔『清華學報』一一〕

※後漢の少府の本領は皇帝側近の政務機関となつたところにあるが、以上の叙述ではただ大綱のみをあげた。しかし少々粗略にすぎらうがあるので、若干の補足をしておく、(一)中書謁者令(中謁者令、のちの中書)は後漢の少府では廃され、黄門系統の官がこのことを行つた。(二)後漢の少府には御史中丞があつたことにつげくわえておこう。詳細については他日に譲ることとしたい。

四、前漢の公田および民田への施策

前漢時代の農業政策についてもつともままとまつた知見を提供してくれるのは、『漢書』溝洫志と同食貨志上である。

溝洫志の農政関係記事で目立つものは、畿内中心の水利灌溉事業で、とくに秦の天下統一事業の財政的基盤となつた鄭国渠の記事はそのもつとも代表的なものである。秦の鄭国渠を継承した漢はその補強工作として六輔渠を造修し、これに白渠の開鑿をあわせて京師を中心とする畿内に広大な田土を開墾した。

畿内には上林苑をはじめ広大な苑囿があつたことや、「内史の稻田の租挈重し」といわれ、また山東より畿内への穀物輸送の不便をのぞくため、たびたび黄河の難所を改修することの困難をさける代案として経営された河東の渠田が、五割の小作料を収取して越人に耕作せしめられたことなどから推して、畿内一帯には公田が数多く設置されていたことは疑をいれない。溝洫志には関中のほか西北方の朔方・西河・河西・酒泉の辺郡や、東南の汝南・九江、東方の鉅定沢や泰山近辺の灌溉事業についても述べてあり、そのうち西北辺郡のものは、農都尉の管掌する屯田と推定されるからこれも公田であり、それ以外のものも前漢の都水官の所属から考えて、中央官庁の直営事業として灌溉を行い、その利益を公私にわかつたのであろう。そしてこれらの事

業がいずれも武帝時代のものであることをあわせ考えると、武帝ごろまでの漢王朝の農業政策の重心は、関中中心の公田経営および西北方の直轄地帯の食糧生産にあつたといえる（蜀における文翁の田土開発もこの範疇にはいるものとおもふ）。これは高祖によつて中国全土統一の偉業がとげられたとはいえ、その後戦国以来の分裂的な政治経済体制がまだ執拗にわだかまつており、このような状況に対処するため帝室の同族を王国として諸処に配置し、なかば地方分権的ないわゆる郡国制度の体制をかためねばならなかつたことからくる当然の結果であらう。

ところが『漢書』食貨志上をみると、高祖の時代はまだ戦乱の余弊をうけて人民が困窮していたと述べ、つぎの恵帝を経て文帝にいたつても「時に人民はまだ戦国時代をさること遠からず、みな農につとめず商業に走つた」という。かくて晁錯は文帝に進言して、五穀を尊重し金玉をいやしみ、人民を農業に精勵せしめる手段として、金銭ではなく穀物で官爵を売り刑罰を減免するという、いわゆる納粟拜爵政策を実施せしめた。景帝のはじめに呉楚七国の乱が鎮定されてから、漢王朝は戦国の余風である郡国制度の弊害

を脱却し、中央集権的な古代帝国の体制をととのえることが出来た。食貨志にも景帝時代になつてから「しばしば有司に勅して農を以つて務となし民ついに業を樂しむ」と述べているから、これ以前は人民への農業政策面では篤農家⇨力田を優遇したり、田租を軽減したり、また苑囿の一部を開放して人民に耕作せしめる程度の消極的な施策以外にはほとんどみるべきものがない。

呉楚七国の乱鎮定後の約一〇余年間は人民を挙げて農業に精勵せしめるよう極力努力が払われ、武帝にいたつてその実効があらわれるようになった。さきに溝洫志によつて畿内中心の公田経営が武帝時代に拡充されたことを述べたが、武帝は民田に対しても積極的な農業政策を行つている。すなわち全国地方官に命じて、管下諸県の令長をはじめ、村落の指導者である三老や力田・父老を中央に召集し、代田法という収穫率の高い農法を教習せしめたといわれる。ところが代田法は牛力を使用し資本がかかるので、さらに平都の令・光の考案した牛力のいらぬ農法をも教習せしめた。しかし対匈奴戦のため天下はあげて疲弊し、つぎの昭帝にいたつて「流民稍かえり田野ますます闕け、頗る畜

積あり」といわれる（食貨志上）から、勸農政策の本格的な推進はこれ以後にまたねばならなかつた。

武帝時代は対内的にも対外的にも古代帝国の威容がととのつた時であるが、農政面においても関中中心に公田経営が拡充されたことは溝洫志に示された通りであり、また全国の民田に対しても農業改善策が講じられたことは食貨志に述べられたとおりである。ところで溝洫志の記事は武帝以後においては黄河の治水に関する事項以外、農業政策面ではほとんどみるべきものがないのは何故であろうか。溝洫志の武帝以前に関する記事はほとんど『史記』河渠書からとつたものであるが、河渠書の末尾には「太史公いわく……甚しい哉、水の利害をなすや。われ従つて薪を負い、宣房を塞ぎ、瓠子之詩を悲しんで河渠書を作る」とあり、『漢書』溝洫志末尾の賛にもほぼ同主旨の記事がみえる。すなわち河渠書とこれをうけた溝洫志はともに治水灌漑に関する国家的大事業を中心に述べたものであり、食貨志上のように民田に対する農業政策を述べることが主旨としていないからであろう。とにかくこのような中央政府の直営事業としての公田経営は武帝の時に一応完了したらしい。

しかしここで注目すべきことは、国家的大事業として行なわれた畿内の公田経営が武帝時代で一応完成すると、武帝みずから「今内史の稲田の租挈重くして郡と同じからず。其れ減せんことを議せよ」（溝瀆志）と述べているように、

畿内の田土においては漢初以来、一般郡県とは遙かに高率の田租を収取していたのを、武帝にいたつてはじめて軽減すべきことが提案されたのであり、その際、内史と他の郡とが対照されているということである。塩鉄論一三、園池篇文学の言には「先帝の苑囿池籩を開くや、之を民に賦帰すべく、県官は租税するのみ」と述べているのは、武帝が不要の苑囿を一般民田と同様の収取率で人民に開放したことを述べたものである。これらを綜合して考えると、武帝は一方において畿内田土の開発に努力したが、その目的はこれを公田として政府の直営下におくことのみにあるのではなく、その一部を民田として開放することにもあつたのではなからうか。④として昭帝以後において公田の仮与がしばしば行なわれるようになったことからみると武帝時代は公田経営に対する政策上の転換期にあつていたのでないかと考えられる。民田への勸農政策が本格的に推進され

るのはこれ以後であり、そしてこれがまさしく軌道に乗り出したのは宣帝からである。宣帝以後における勸農政策の伸展については『漢書』食貨志においてまとまつた記事を見出すことはできないが、『漢書』の列伝および後漢以後の史書の記事からその具体的な姿を知ることができる。前漢時代の農業政策の綜合記事である『漢書』食貨志上は、地方的な農業政策の一々にはときおよばず、したがつて宣帝以後、地方官を主体として展開された農業政策の記事は、列伝にゆづつたのであろう。⑤しかし食貨志上を通じて流れる政府の民田経営への深い関心と施策は、前漢末の王莽の土地国有政策の提起にまで一貫されており、溝瀆志の農業記事が武帝以後にみるべきものがないのとはまさしく対蹠的である。これは一方中央政府の直営事業として行なわれる治水灌漑事業と、これに伴なう大規模な公田経営とが、武帝以前から秦に溯ぼつて一貫した発展のあとがみられるのに対し、他方、民田経営への施策は武帝以後ことに宣帝以後において、顕著な展開がとげられるという事実と照応するものである。ではつぎに宣帝以後、後漢時代一帯にわたつて展開される勸農政策の実態について述べよう。

⑲ 木村正雄氏は関中一帯の田土経営を、戦国時代以後において顕著な発達をとげた第二次農地の代表的なものとされる。「中國の古代専制主義とその基礎」（『歴史学研究』二二七）

⑳ 『漢書』二八下地理志に、もと秦の京師を内史となすとあり、顏師古注に京師とは畿内のことなりという。

㉑ 畿内の公田に関しては増淵龍夫氏、前掲に傾聴すべき見解が述べられている。

㉒ 関野雄「中国青銅器文化の一性格」（『東方学』二）には、戦国末漢初は、利器としての青銅と鍛鉄の交替期にあたり、鍛鉄の出現によつて青銅の素材価値が低下し、青銅貨幣が名目貨幣化してきたので、人民は農事をすてて、銅の採掘と銅銭の私鑄に狂奔したことが述べられてゐるのは参考すべきことである。

㉓ 以上の記述は『漢書』二四上、食貨志および『漢書』一上高帝紀・同二惠帝紀・同三高后紀・同五一賈山伝等に拠る。

㉔ これらの農法については西嶋定生「代田法の新解釈」（『野村博士記念論集』）大島利一「屯田と代田」（『東洋史研究』一四の一・二）があるが、ともに代田法を大農法とする点は一致している。

㉕ 漢代の公田仮作については西嶋定生氏、前掲にすぐれた見解が述べられてあり、そのほか天野元之助・五井直弘・影山剛・河地重造等の諸氏も、それぞれの立場から意見を述べられているが、これらについては五井直弘「漢代の公田における仮作について」（『歴史学研究』二二〇）にまとめて紹介してあり、これらは豪族・奴隸にも関連して問題が多岐にわたるので、ここでは

一々これらに触れることを遠慮した。しかし本論に必要なかぎりにおいての、公田仮作に関するわたくしの見解は、本論第六節で述べることとする。

㉖ 『漢書』食貨志上は岡崎文夫氏によつて指摘されたように、班固の儒家的重農思想を述べることを主眼としたものであるとともに、中央政府の行う重農政策に中心をおいたものである。岡崎文夫「漢書食貨志上に就て」（『南北朝に於ける社会経済制度』・第五章）

五、墾田政策

後漢の左雄は「漢は文景にいたつて天下がやすらかに治つたが、宣帝におよんでとくに地方政治に尽瘁し、刺史・守相に対しては信賞必罰で臨み、成績の良いものは関内侯・公卿にまで昇進せしめたので、良吏がでて中興の功業をたてた」（『後漢書』九一本伝）と述べ、晋の齊王攸も武帝に対する奏言のなかに「むかし漢宣、嘆じていう。『朕とともに天下を理むる者はただ良二千石か』と。賞罰進退を明らかにしたので名守が多数あらわれた」（『晋書』三八文六王伝）と述べているように、宣帝の地方政治への功績は後世にまでたええられている。

『漢書』八九循吏伝におさめられた王成・龔遂・黄霸は

いずれも宣帝時代の人である。宣帝以後のおもな事例をしめすと

宣帝 渤海太守、龔遂

齊地の俗は末技を好んだので、郡中を循行して農業を督励し、春夏には郡民がかならず農業にはげむようにし、秋冬にはその成績を競わしめた。(『漢書』八九循吏伝)

元帝 南陽太守、召信臣

郡中の水利をよく調査し、溝瀆を開通して三万頃の土地に灌漑し、官吏の子弟でも農業につとめるよう嚴戒したので、郡中みな農業をはげみ戸口も増倍した。(『漢書』八九循吏伝)

成帝 陽朔四年春正月の詔

其れ二千石をして、農桑を勉勵し、阡陌に出入して勞来することを致さしめよ。(『漢書』一〇成帝紀)

右の宣帝以後の農業政策においてとくに目立つことは、地方官が人民を指揮して土地開發に積極的のりだしていることで、このような地方官の土地開發によつて戸口・墾田の増加を目指すことを、岡崎文夫氏はかつて墾田政策と名付けられた。^⑧そしてこのような勸農政策の積極的な部分である墾田政策のいちじるしい展開は、後漢時代の特徴で

ある。

後漢のはじめは前漢末の赤眉動亂のあとをうけて、國家の把握人口が急激に減少した。『漢書』二八下地理志によれば、前漢平帝時代(一〇五A・D)の戸数は一二、二三三、六一二で、この時を前漢の極盛時代としている。^⑨これに対し光武帝のはじめには(二五A・D)戸数二、四四六、六一二で、平帝時代の二割にすぎない。それが光武帝の末年である中元二年(五七A・D)には、戸数四、二七一、六三四になつてゐるから(『統漢書』郡國志一引、帝王世紀による)帝一代三〇余年間に、約二倍弱の戸口増加となつてゐる。^⑩

光武帝の世に土地開發と戸口増加に尽力した地方官には任延・張堪・李忠・杜詩・鄧晨等がある。つぎに光武帝およびそれ以後の墾田政策關係事項の概要を列挙しよう。

光武帝・建武初年 九真太守、任延

南方の辺郡にあつて人民に牛耕を教え、年々田土を開發し戸口を増大せしめた。(『後漢書』一〇六循吏伝)

同 建武二年 漁陽太守、張堪

稲田八千余頃を開闢して人民に耕作せしめたので、人民はみな殷富となり、その徳を賞揚した。(『後漢書』六一本伝)

同 建武六年 丹陽太守、李忠

墾田を増加し、三年間に五万余の流民を戸籍に登載した。

〔後漢書』五一本伝）

同 建武七年 南陽太守、杜詩

陂池を修治して田土を開拓し、郡内の人民はみな豊かになり、

前漢の召信臣と並称された。〔後漢書』六一本伝）

同 建武一五年六月詔

全国地方長官の把握する戸口の数・墾田の面積を調査し督促

した。かくして地方長官は戸口・墾田の実績を誇大に報告する

ものもあり、度田不実の罪に坐するものが多数出た。またこの調

査が嚴酷に行われたため、地方豪族やボスの小叛乱も発生した。

〔後漢書』一下光武紀）

同 建武一八年 汝南太守、鄧晨

鴻郤陂を中心に数千頃の田土を開発して、郡内が殷富になる

だけでなく他郡にも利益を及ぼした。なおかれはその際、水利

のことに精通した許楊を都水掾に任じてその才能を発揮せしめ

た。〔後漢書』四五本伝および同一二二上方術伝中、許楊伝）

明帝・永平中

牛疫と水旱のため墾田が減少したので、地方官に対して区種

の法を行い、耕作面積を増加するよう指令が出された。この時

地方官は耕地の実績を事実以上に報告しようとしたといわれる。

〔後漢書』六九劉般伝）

章帝・初年 什放令、楊仁

儒学によつて県下を教導するとともに墾田千余頃を興す。

〔後漢書』一〇九下儒林伝）

同 建初元年 山陽太守、秦彭

郡内に数千頃の稲田をおこし、毎年春に田土の面積をはかり、

肥増によつて三等の段階をつけた土地台帳をつくつて県・郷こ

とに所蔵せしめ、一見して土地状況がわかるようにした。なお

この方式は以後全国に施行された。〔後漢書』一〇六本伝）

同 建初八年 廬江太守、王景

郡内に楚の相、孫叔敖の作つた芍陂の稲田があり、荒廢して

いたのを重修し、墾闢倍多となつて境内は豊給した。〔後漢

書』一〇六本伝および『通典』二食貨、水利田）

同 元和三年 下邳相、張禹

蒲陽坡の近傍にある荒田に灌漑を通じ、熟田数百頃をつくり

大いに收穫をあげたので、郡郡からも人民が集まつて千余戸と

なり、田土も千余頃となり、穀百万石を収めた。〔後漢書』七

四本伝）

同 元和末年 汝南太守、何敞

颯陽の旧渠を修理し墾田三万余頃を増加した。〔後漢書〕七
三本伝)

同 章和元年 広陵太守、馬陵

陂湖を復興して田土二万余頃に灌漑した。〔後漢書〕五四本

伝)

和帝、永元二年趙相および東郡太守、魯本

兩地方に灌漑を通じて人民を殷富ならしめた。〔後漢書〕五

五本伝)

殤帝、延平元年秋七月の詔

全国地方官が戸口、墾田の実情を多くみせかけ、災害や流亡

をかくすので調査して処罰した。〔後漢書〕四殤帝紀)

安帝・元初二年

中央よりの指令で、漳水支渠(魏の西門豹の作ったもの)を

修理して民田に灌漑した。〔後漢書〕五安帝紀)

同 元初三年

中央よりの指令で三輔・河内・河東・上党・趙国・太原の旧

渠を修理せしめ、水利を通じて公私の田に灌漑した。〔後漢

書〕五安帝紀)

順帝・陽嘉四年 汲令、崔瓌

稲田数百頃を開き人民はその徳をたたえた。〔後漢書〕八二

本伝)

同 永和五年 会稽太守、馬臻

鏡湖を立て塘をきつき、九〇余頃の田土に灌漑した。〔通

典〕二食貨、水利田)

以上の諸事例を通じてみると、後漢王朝がつねに人民の戸口・墾田の把握に重大な関心を寄せるとともに、地方長官を主体としてその増加策を強力に推進していることがわかる。これら地方官を主体とする田土開発には、民田のみならず公田の設定もふくまれているのであろうが、墾田政策は本来郡県の戸口と墾田の増加を目標とするものであるから、民田の開発を主眼としたものであつたことは疑を容れない。しかしこのようにして開発された民田は、その造出の過程からみて、多分に公的性格をおびるものであることも充分考えられることである。

そしてこのような地方長官を主体として行なわれる田土開発政策すなわち墾田政策は、田土開発の前提となる水利灌漑行政の権限が、地方官に大中にゆだねられてこそはじめて十分な成果が期待されるのであり、この点、第二節で指摘したように、後漢時代には水利灌漑のことを専管する

都水官が地方長官の管轄下に移されたことが、墾田政策推進への大きな後楯となつたに相違ない。『統漢志』にあげられた都水官は、令長級の高官ばかりであるが、そのほかに地方長官自身、自己の補佐官として課長級の都水掾を置いて水利行政を担当させたことは、汝南太守鄧晨の場合に指摘したとおりである。しかしここでことわつておかねばならないことは、上來述べてきた墾田政策は、勸農政策全般にわたるものではないということである。そこで次節に、勸農政策の中で墾田政策の占める位置、ことに墾田政策と表裏の關係にある公田仮与政策との関連について考究し、漢代における勸農政策のはたした意義について述べよう。

②⑨ 岡崎文夫「魏晋南北朝を通じて北支那に於ける田土問題綱要」前掲、第六章。

③⑩ 『統漢書』郡国志に引かれた帝王世紀には、平帝元始二年の戸数を一三、二二三、六一二。口数を五九、一九四、九七八とし、『漢書』地理志にあげられた数と幾分の差があり、斉召南は、両者のちがいは資料の相違によるものであらうと述べている。いづれにしても大きなちがいはないから、いまは『漢書』によることとした。

③⑪ この数字は『統漢書』郡国志五引、応劭漢官儀にある伏無忌の記録では、戸数四、二七九、六三四とあり、帝王世紀とは若

干ことなるが大差はないから、今の場合は光武帝即位時の戸数をも合わせ記載した帝王世紀の数字によつた。

③⑫ この時は一時に一〇余人の地方長官が処罰されたが、これ以前にも同様の処置をうけたものは琅邪太守李章（『後漢書』一〇七）河内太守牟長（同一〇九上）上蔡令王元（同四三）東海相鮑永（同五九）南陽太守劉隆（同五二）等がある。

③⑬ 区田法のことについては大島利一「汜勝之書について」（『東方学報』京都一五の三）、に詳しい。

六、勸農政策の意義

『統漢書』百官志五・州郡の条によれば、郡県の長官が春夏に勸農を行い、秋冬に農業成績の一切を一般行政のそれとあわせて集計簿をつくり、中央政府に報告することが述べられている。『統漢志』の記事はきわめて簡単であるが、農政面においては本注および胡広注に若干の記載事項がある。これらによつて地方長官以下の農業行政の大体を要約してみると、郡国の長官は毎年春に管下の県を巡行して人民に農桑を勸奨し、窮乏者を救済して再生産を可能ならしめる。管下の県の長官もこれにたがつて農業勸奨に万全をつくす（「民の時務を恤む」とあり）とともに、県下の郷に対

しては五官掾をつかわして事務の処理にあたらしめる（五官掾が春夏には勸農の掾となり、秋冬には制度の掾となつたとある）。秋冬には農業成績を報告するため、まず県では管内の戸口・墾田・錢穀の出入・盜賊の多少を記入した集簿を上司の郡国に呈出し、郡国ではこれにもとづいて県の成績の上下をつけるとともに、一括書類を中央政府に呈出する。これが所謂上計である。^④

わたくしが上来主として述べてきた墾田政策とは、このような地方長官の勸農政策の一面にすぎず、勸農政策には墾田政策のほか右のような貧窮者への振貸や公田の仮与等がふくまれている。そして墾田政策とまさしく表裏の關係にあるものは公田仮与政策である。

公田仮与については五井直弘氏の好論^⑤があるから重複をさげたいが、以下わたくしの論考に必要な範囲で論及することとしよう。公田仮与の場合はその対象が大部分貧民であり、仮与される公田はほとんど苑園や官田の一部不要なものを省ふいて充当したのである。つぎに若干の事例を示めよう。

昭帝・元鳳三年正月 中牟苑を罷めて貧民に賦す。〔漢書〕

七昭帝記)

宣帝・地節元年正月 郡国の貧民に田を仮す。〔漢書〕八宣帝紀)

同 地節三年十月 流民の還帰する者に公田を仮し種食を貸し、且らく算事する勿れ。〔漢書〕同右)

元帝、初元元年三月 三輔太常郡国の公田および苑の省く可き者を以つて貧民に振業す。〔漢書〕九元帝紀)

哀帝の初 (侍詔賈讓奏言に) 内黄の界中に沢の方数十里なるものあり。之を環りて隄あり。往十余歳、太守以つて民に賦す。〔漢書〕二九溝洫志)

明帝・永平の初 連年水旱災異あり。郡国多く飢困を被むる……(太后) 悉く公田を以つて貧人に賦与す。〔後漢書〕六二樊準伝)

同 永平九年四月 郡国に詔して公田を以つて賜うこと各差あり。〔後漢書〕二明帝紀)

同 永平十三年四月 渠(汁渠) 下に浜^そうの田を貧人に賦与す。豪右をして其利を固むるを得しむること無かれ。〔後漢書〕同右)

章帝・建初元年七月 詔して上林池環の田を以つて貧人に賦与す。〔後漢書〕三章帝紀)

同 元和三年二月 常山・魏郡・清河・鉅鹿・平原・東平郡の太守・相に告げていわく「……今肥田尚多く、未だ墾闢することあらず。其れ悉く貧民に賦し、糧種を給与し、務めて地力を益し游手せしむる勿れ」。『後漢書』同右

殤帝、延平元年（張禹上言）其れ広成・上林の空地は宜しく且らく以つて貧民に假すべし。太后之に従う。『後漢書』七四張禹伝

安帝・永初元年二月 広成の游獵の地および災を被れる郡國の公田を以つて貧民に假与す。『後漢書』五安帝紀

同 永初三年四月詔して上林広成の苑の墾闢す可き者を貧民に賦与す。『後漢書』同右

以上のほかに前漢昭帝以前の苑囿假与例も少々あり、またここに挙げなかつたいくつかの事例も兩漢書にみられるが、公田假与の場合は大体、不要の未墾地を貧民に賦与して生産にあたらしめたという結論は全般的に承認できる。

そして前掲諸例でもわかるように、公田假与の対象となる貧民は大体、郡國の貧民なのであつて、これら貧民または流民が公田を假与されることによつて、帝室乃至官庁の直屬下にはいり、郡県支配から逸脱したものとなるのではなかつた。

さらに突込んでいえば、公田假与の対象となる貧民はそのすべてが無田者とは限らず、二・三〇畝の土地を保有し、その不足分を公田假与に依存した者も当然あつたろう。たとえば陳平の家は三〇畝の土地を所有したが、『漢書』四〇本伝）、当時の農家は儒家の理想のように一〇〇畝の土地耕作を充足しえたかどうかは別として、三〇畝の耕作面積ですべてが賄なわれたとは考えられない。そしてこのような農家は他にも数多く存在したであろう。

一体、漢代の実績では一戸平均七〇畝前後の耕作面積をみとめ得る。このことは唐の杜佑も『通典』で指摘しているし、『通典』六賦税下・大唐の条目注）『続漢書』郡国志に引かれた帝王世紀や、その他の記事から総合してもこの事情がわかる（次表参照）。

したがつて公田假与の場合、無田者はもちろんのこと、七〇畝以下の土地所有者の生産活動をカバーするために、応分の給田が行われたに相違なく、かくして公田假与民の中には小土地所有者も相当ふくまれてはいるはずである。この点からいつても公田假与民は、一般郡県民とすこしもことなつた存在ではありえない。また振貸の場合は、土地は

充足されていても、種糧の不足する者（『後漢書』四和帝紀・永平十六年春正月の条詔に「貧民の田業あれども、既乏を以つて自

ら農する能はざる者には種糧を貸せ」とある。）と、土地も種糧も皆目ない者（この例は流民等の場合にしばしばみられる）等、種

出典	帝王年紀	西紀	戸数	口数	成一員戸	墾田面積	一戸作面積漢
漢書地理志下	平帝元始五年	二	※1 三、三三、〇〇二	五、五四、九六	五弱	八二七、五五	七畝弱
統漢書郡國志一引帝王世紀	光武帝中興	二五	二、四八、六三	三、〇〇、八〇	五弱		
〃	光武帝中元二年	五	※2 四、七二、六四	三、二五、〇三	五・八		
統漢書郡國志五	明帝永平一八年	五	五、八〇、五三	三、三三、〇二	五・八		
応劭漢官儀引	章帝章和二年	八	七、四八、七四	三、三三、三三	五・八		
伏無忌所記	和帝元興元年	一五	九、三三、二二	五、二五、三元	五・八	七三〇、二〇	八畝弱
〃	安帝延光四年	二五	九、六四、八六	四、六九、七九	五強	六九四、八二	七畝強
〃	順帝建康元年	一四	九、九四、九六	四、七〇、五〇	五弱	六八六、七一	七畝弱
〃	冲帝永嘉元年	一四	九、九七、六〇	四、五四、八三	五弱	六九七、六六	七畝弱
〃	質帝本初元年	一四	※3 九、八八、三七	四、五六、七三	五強	六九三、二三	七畝弱
晉書地理志	桓帝永壽三年	一七	一〇、六七、六〇	五、四六、八六	五		

※1 本論、註30参照。
 ※2 同 註31参照。
 ※3 『通典』七食貨、歷代盛衰戸口・漢永壽三年の条にあげられた戸口はこれと略同であるが、帝王世紀・永壽二和の条

の戸数は一六、〇七〇、九〇六。口数は五〇、〇六六、八五六。となっており、これでは一戸成員わづかに三・一人となるので誤りと考える。従つて『晋書』に拠つた。

々の場合が考えられる。かくして無田・有田・少田乃至種糧不足者等種々の段階はあつても、要するに貧人で生産活動を行うのに支障のある郡県民を対象として、毎年春に振貸・仮与を実施することが、地方長官の勸農行政の責務とされたのである。このような振貸・仮与は、一部貧民の生産活動の不足分をおぎなうものであるから、災害の時以外は、人民の一部に対する救済策であるにすぎず、勸農行政全般からみれば消極的な側面であるといわねばならない。

これに対し土地・種糧等に不足のないものをもふくめて、人民全般の生産活動を奨励し、かつかれらの余剰労働力を動員して、あらたに水利灌漑事業をおこして田土を開発すること。すなわち前述した墾田政策は、勸農政策の積極的な側面であるといえる。

しかしいづれにしても、このような土地開発乃至土地仮与を通じて地方長官が郡県民に土地を給付した場合、新開田および仮田地のもつ公的性格から、土地所有権は官側にあつたとみるのが常識である（これらの土地が給付された場合も、還受規定があつたわけではないから、均田制時代のようなはつきりした性格はつかめないが）。したがつて墾田政策や公田

仮与政策がいちじく展開された場合、このような公的性格の強い土地に耕作面積の全部または一部を依存する人民と、売買が自由に行なわれたと考えられる私的的土地所有にすべてを依存する人民とは、一応区別して考えねばならぬ。といつてもかれらは所謂直營公田の隸屬民でもなければ、高率の小作料を支払う公田の小作民でもないであり、一般民と同様の租税を收取されるにすぎず、かれらが郡県民であるという資格は、他の一般民とすこしもことなるものではないから、かれらの耕作する土地も公田としてではなく、民田として經營されたのである。すなわちかれらは国家的土地所有を媒介とする自營農としての性格を持つものである。したがつてこのような土地の耕作民が郡県支配のなかに占める比重が強くなれば、かれらが私的的土地所有者の佃客となる危険性は多分に防止できるはずであり、専制権力の基盤は一段と強化されるであろう。前掲の表がしめすように、後漢時代の前半期は、赤眉動乱によつて急激に減少した戸口墾田が着々と恢復に向う上昇過程にあり、これが主として地方長官の墾田政策によつて推進されたとすれば、このような郡県民の存在は当時において、他方に

大土地所有をくりひろげる豪族に対する反措定としての役割を十分に果たしたであろう。

しかしこの場合、豪族も同時に郡県支配の枠内にあつて、多大の徭役提供者であり（『後漢書』一一二上・許楊伝に、かれが鴻郤陂を修理した時、豪右大姓は陂役に困縁して、きまつて在所を独占しようとしたという事実が出ているのは参考になる）、豪族の首長は樊重の例が示めすように、三老等となつて郡県制支配の内部にあつて相当な発言権をもちつつ、郷里の小農民を役使用する存在でもあり、また奴隸労働を推進して美田を増殖するものでもあつた（『後漢書』六二樊宏伝）。またかれらは辟召制^⑤を通じて官僚体系のなかに喰込んで行くものでもあつたから、右のような墾田政策が一応完了すると、豪族はその財力と族的勢力を背景として、郡県制的支配の内部における対立物となつて作用するであろうことは充分考えられる。後漢の和帝以後、戸口・墾田の増加がほとんど停滞しはじめるころから（前表参照）豪族の矛盾的性格も顕著になつてくる事実は、このような事態を物語るものである^⑥。

このような状況のなかにあつて、仲長統は当時の社会の

矛盾を指摘し「漢王朝においてはすべてが編戸の民であるはずだが、財力で君長の威をとるものが無数ある。……これら豪富者は膏田野に満ち、奴婢千群、徒附万計で、船車によつて四方に賈販している」と述べて、豪族が専制権力に対し、経済的に分権的傾向を帯びる存在であり、中・小農民を搾取し、また農商の二業をかねて、天下の経済を素すものであることを指摘しているが、このような矛盾の解決策としてかれは「現在開墾されている所は上田のみで、中地以下は未墾であるから、草の生えている所はみな官田とし、労働力ある者に受田耕作せしむべきであり、富豪にこれ以上土地を自由にさせてはならぬ」と強調している。

（昌言損益篇）

これ以後、社会の矛盾がはげしさを増すに従つて、崔寔は政論に「上家は封君のような威を張り、下戸は富人に奴隷のようにつかえ、生きる楽しみもない」と述べ、前漢武帝の故事に遵つて貧人を国家の力で寛地に徙すべしと強調した（『通典』一食貨、田制上引）。また荀悦は「豪富強人の占田がとくに多くて、天下の田土はほとんどかれらにぎられ、かれらは土地を小作せしめて太半の賦をとつている。

現在においては、井田の法は行なえないが、宜しく口数を以つて占田せしむべきであり、一人当何畝の占田面積を規定して耕作せしめ、土地の売買を禁ずべし」と述べている。

『通典』一食貨、田制上)

これら三人は後漢中期以後の豪族跋扈の世に出て社会の矛盾解決策を論じたが、前漢末の師丹・王莽のように、ただちに井田の古制にかえそうとするような儒家的理想案とは異なつて、仲長統の未墾地受田説・崔寔の徙民説・荀悅の口数占田説は、いずれも実行力にとんだ着実な政策であつて、これらの議論は西晋の占田・課田制に重要な指針をあたえたに相違ない。なかでも未墾地受田説や口数占田説が、前漢宣帝以来後漢におよんで展開された、墾田政策や公田仮与政策の体験を経過した上に述べられたものであることを銘記せねばならない。王莽時代のような架空論がでなかつた理由はここにあると言えよう。そして事実、国家的土地所有にさええられた民田の経営が、西晋の占田・課田制以後均田制時代を通じて発展することをおもつと、漢代における勸農政策のもつ意義はまことに重大であるといわねばならない。そこでつぎに魏晋以後との関連を述べて

小論の締めくくりとしよう。

④ 漢代の上計の制度については、鎌田重雄氏のすぐれた研究があるので、これには重複しない。「漢代郡國の上計」(『漢代史研究』)

⑤ 五井氏、前掲。

⑥ 仮与、賦与等の語は、顔師古注によれば仮与は一時的貸与、賦与は恒久的な給与と解しているようであるが、諸事例に就してみると、このような区別が毅然ともうけられるわけでもなく、概括的にみて土地の貸与乃至用益権の供与と解するのが妥当のようである。

⑦ 五井氏、前掲、もこの点は同見解。

⑧ 五井直弘「後漢時代の官吏登用制『辟召』について」(『歴史学研究』一七八)

⑨ 刺史が地方を監察する際に、監察のよりどころとした六条の詔書にも、豪族対策が冒頭に掲げられている。

⑩ 後漢の後半に豪族の跳梁をみとめることは誰も異論がないであろうが、楊聯陞「東漢の豪族」(『清華學報』一一)、および宇都宮清吉「楊氏批判」(『東方學報』京都九)、守屋美都雄「後漢前期における豪族」(『歴史学研究』九の一)、はいづれも参考になる。なお国家権力と豪族・小農民の關係について、ここでは詳論できないから他の機会にゆずるが、後漢時代の豪族は西晋以後のそれのように、官品占田といった形にしる、官制的な形において、大土地所有を承認される体制をまだ獲得しておらず、単に被抑圧乃至妥協という形で専制支配の下に置かれて

いた。したがって漢代の豪族の地位は、後世よりも低くかつ不安定であつたことだけを指摘しておこう。

⑪ 宇都宮清吉氏は、徒附を良民の小作人と解される。「漢代大私有地における小作者と奴隸」(『東洋史研究』一の一)

⑫ 豪族跋扈といつても、これはよほど制約的に考えねばならず、後漢時代は浜口重國氏によつて述べられたように、地方官の廻避制度が強化されており、(漢代における地方官の任用と本籍地との関係)『歴史学研究』一〇一) また豪族抑圧策は決してゆるめられていないことはここに一々例示しないが、『後漢書』八六・八九・九四・一〇六・一〇七の諸列伝によつて徴し得る。

⑬ 岡崎文夫「魏晉南北朝を通じ北支那に於ける田土問題綱要」前掲第六章、一六四頁にも「晋の輿論を動かしたのは恐らく此種の言説であろう」と述べてある。

七、魏晉以後との関連

以上、漢代における墾田政策および公田假与政策の展開のあとをたどつてみたが、後漢時代、この方面における地方官の活躍が特に目立つのは、前述したように全地方官に水利・灌溉および農政全般にわたる権限が大巾に移譲されるようになった機構改革の賜物である。ところが後漢末に発生した黄巾の乱は、統一帝国の秩序を大混乱におとしい

れ、この内乱收拾のために立つた群雄は、軍糧の確保に苦しみ、日夜掠奪をはたらく者が大部分であつたが、ひとり曹操のみは典農部を組織して大規模な屯田を行い、余裕綽々として戦争を遂行することが出来た。曹操の成功の原因はひとえにこの典農部の財政的基盤の確立にあると言われる。

曹操の典農部は西嶋定生氏があきらかにされたように、大司農に直屬するものである。大司農は帝国の財政を総管する機関であり、曹操の執政時代もこの点には何等変化がなかつた。ところが曹丕が漢の禪讓をうけて魏の文帝となつて(二二〇)以後、漢末から設置されていた尚書令・左右二僕射のもとに五曹の尚書(吏部・左民・客曹・五兵・度支)をおき、行政一般をこの尚書台に統合した。(『晋書』二四職官志) そして従来、大司農の管掌した軍国財政の権限は、『晋書』三七宗室伝中、司馬孚伝に「初め魏の文帝、度支尚書を置いて軍国の支計を専掌せしむ」とあるように度支尚書の専管事項となつたから、命令系統から言えば、大司農はおそらく度支尚書の指揮下におかれたであろうし、また大司農は軍国財政の実務機関となつたことであろう。大司農のもとには典農中郎將・典農校尉・典農都尉があり屯田を掌

つていたが、これはさき指摘したように、後漢の光武帝が前漢の農都尉をあらためて典農都尉としたのを受けついでもので、曹操は典農都尉のうえにさらに中郎將・校尉をおいて規模を拡大したのである。ところが『太平御覽』二四二職官部諸校尉の条に「魏略にいわく、司農度支校尉。黃初四年に置く。比二千石なり。諸軍の兵田を掌る」とあり、『通典』三六職官・魏置官品の条の第六品に度支中郎將校尉^①第七品に度支都尉があるから、度支系統の官職は典農部内のそれと匹敵し、典農・度支が并列して大司農に所屬したわけである。そして西嶋氏は典農を民屯、度支を軍屯の専門機構とし、両者の内容について精緻な研究を行なわれた。ところで典農部の民屯は晋になると廃止され、軍屯だけが存続する。これについて西嶋氏は民屯廃止の理由を、典農部の機構に内蔵される腐敗乖離現象と、戦線の拡大による軍屯の比重の増大とに求められた。理由の第一に挙げられた典農部の乖離現象の内容をさらにわけると、(一)收穫の定率分益(小作制的收取)制、(二)末作治生商販、(三)州郡に所屬せず、したがって典農部民は兵役の義務を持たなかつたこと等に要約される。このうち第一の定率分益制につい

ては氏自身も述べていられるように、典農部の民屯のみでなく軍屯においても行われたことであり、第二の末作治生も典農部のみにかぎらず、一般州郡においても行なわれたことは、井上晃氏が指摘された通りであろう。かくして典農部の特性は、結局州郡に所屬していないことのみにはばられるのではないか。とにかく典農部の特性としてはつきりしているのはこれだけであつて、『魏志』四陳留王紀・咸熙元年(二六四)の条に「是歳・屯田官を罷めて以つて政役を均しくす。諸の典農を皆太守となし、都尉を皆令長となす」とあるように、従来州郡と系統をことにした典農部の官僚と、その下に所屬した典農部民が、そつくりそのまま州郡に轉換せしめられたのである。時は魏王朝最後の年で蜀もすでに平定し、司馬氏は南方の呉に対しても圧倒的な優勢を保持し、やがて中国全土平定の可能性を確信しており、この時期にあつて、かつて曹操が漢末の動乱のさなかにあつて流民・貧民をかりあつめて急激に自己の戦力をささえるための物的基盤としてつくりあげた典農部の屯田は、その臨時的・權宜的役割を果して發展的解消をとげたのである。魏の典農部屯田は、あたかも戦国時代におい

て専制的領域国家の経済的基盤として、重大な役割を果した公田のもつ性格と酷似するものであり、その代表的な祖形を、商君書徠民篇に述べられた秦の晋民による公田経営に求めることが出来る。したがつて後漢末の群雄割拠時代乃至は三国鼎立時代において、対外的にはいわば専制的領域国家としての性格をもつ曹魏政権が、司馬氏によつて大統一国家に生長せしめられようとする時点において、かつては重要な役割を果した典農部が州郡に転換されたのは、自然の趨勢といわねばならない。公田経営の比重は、郡県制的把握の薄弱な時においてこそとくに重くなければならぬことは、戦国時代や五胡動乱時代の諸国家においてその実例をみることが出来る通りである。これ以後屯田は度支尚書・度支中郎将以下の管掌する軍屯一本建となつた。

しかし注意すべきことは、曹操時代から文帝時代を通じて、魏は屯田のみを重視したのではないということである。一方にはげしく屯田経営を行ないつつも、他方においては一般民の郡県制的把握を決して怠たつてはいない。そして地方官の郡県制的把握を通じて、農業面では墾田政策に万全の努力をつくしている。これらのことについてわたくし

は、さきに若干の愚見をのべて置いた。^⑩

ところで民屯廃止以後も引続き実施された軍屯は、典農部民屯のように郡県制的支配から逸脱したのではなく、むしろ郡県制的支配を通じて行なわれたものであることは、『魏志』二八諸葛誕伝に、かれが鎮東將軍飯節都督揚州諸軍事であつた時「淮南および淮北の郡県の屯田口十余万」を集めて自己の部下にしたという記事等が示している。軍屯と郡県制支配との并行は『晋書』二四職官志に「魏の文帝黃初三年、始めて都督諸州軍事を置く。あるいは刺史を領す」とあるように、地方官たる刺史が軍職を兼ねるようになった当然の結果である。揚州刺史劉馥が「屯田を広め、芍陂および茹陂・七門吳塘の諸塲を興した」（『魏志』一五本伝）ことや、使持節都督河北道諸軍事征北將軍であつた劉靖が「車箱渠を造つて灌漑し、そのうち千頃を郡県に出給した」（『水経注』一四・鮑丘水の条）ことなども、郡県制的支配と軍屯との相関関係をしめす事例である。そしてこれら地方における屯田や民田の開発は当然、中央の度支尚書の指揮を仰いだであらう。度支尚書司馬孚は冀州の農丁五千を遣わして上邽に屯せしめ「秋冬には戦陳を習わしめ、

春夏には田桑を修めしめ、是に由つて関中は軍国余りある」
 『晋書』三七宗室伝）ようになったというのは、度支尚書の
 職掌内容を知る好資料である。鄧艾は尚書郎として淮北・
 淮南の屯田を計画した（『魏志』二八本伝）といわれるが、こ
 の尚書郎とは度支郎のことであろう。

右のように度支尚書を中心に都督刺史によつて屯田が行
 なわれ、これらの屯田はまた郡県の民田開発にも寄与する
 ことがあつたが、晋になると度支尚書のほかに屯田尚書が
 設置された。これは屯田専管の尚書を別置したことを物語
 るものである（『晋書』職官志）。晋はその後、太康元年（二八

〇）にいたつて中国全土の統一を完成すると間もなく、有
 名な占田・課田制を施行して国有地の開放および私有地の
 規制を行つた。これと并行して官制面では、屯田尚書を廃
 して田曹尚書を置いている。この田曹尚書が屯田尚書の後
 釜なのか、それとも画期的な土地制度を専管するための機
 構なのか、にわかに断定することは出来ないが、わたくし
 はおそらく後者であろうと考える。②というのは中国統一と
 ともに軍屯のしめる比重は急に減少し、むしろ郡県制的支
 配を通じて人民の総力を農業生産に結集する必要性がはる

に増大するからである。また『晋書』二六食貨志によれば、
 太康元年にほど近い咸寧四年（二七八）における度支尚書杜
 預の上疏には、東南地方の陂塘処理問題について、軍部と
 郡県官との間に意見の齟齬を生じ、しかもこの場合、軍側
 に非があり、地方に迷惑をおよぼしたことをながながと指
 摘している。帝はこの上疏をいれて、地方官を主体として
 全面的な陂塘の修理を開始したというから、晋の中国統一
 の前頃には、永年の戦争継続の結果、軍屯自体のなかに相
 当の矛盾が発生していたらしく、このような弊風を一新す
 ることと、屯田尚書の廃止との間には不可分の関係があつ
 たとおもわれる。

国家権力は人民の郡県制的把握を基本的関係とするもの
 であり、戦乱その他分裂的傾向の強い時期においては、郡
 県制的把握がいちじるしく弛緩するため、やむをえず基本
 的關係以外の方法によつて権力の基盤を確立せねばならず、
 戦国時代や五胡十六国時代の徙民政策や公田経営、または
 曹魏の典農部設置等は、みなこのような応急乃至権宜の処
 置である。漢唐の盛時においても公田・屯田の経営は行な
 われているが、これらは基本的対立関係の補助的役割をし

めるものである。唐代においては人民の戸口・賦税等、均田制的政務は戸部尚書の管轄に属し、これに対し屯田・職田・公廨田等の公田は工部尚書の管轄下に置かれた^⑮。『通典』二三職官・尚書下。『六典』三・戸部尚書、七・工部尚書。

そしてこのような体制はすでに北齊から始まつている。すなわち北齊では祠部尚書に祠部・主客・虞曹・屯田・起部の五部が所属して、唐代の礼部と工部の未分化な形体をなしており、これに対し度支尚書には度支・倉部・左戸（計帳・戸籍を掌る）右戸（租調を掌る）金部・庫部の六部が所属して唐代の戸部の祖形をなしている^⑯。『隋書』二七百官志中。

以上、兩漢および魏晉以後の公田および民田の経営と、その管掌機関との関係を通じてみると、国家権力は本来、広汎な農民層にその基盤をおくものであり、またその貫徹を目指してつねにすすむものなのであつて、直營公田・屯田等の経営は基本的関係の副次的な役割を果すにすぎないものであることがわかる。

- ⑭ 西嶋定生「魏の屯田策」、『東洋文化研究所紀要』一〇〇。
⑮ 曹操は三公をやめてみづから丞相となり、権力を一身にあつめた。（趙翼、『廿二史劄記』二・漢三公官）魏になつて専制君

主とその側近の政務機関が独立する下地は、この時に出来あがつたといえる。

⑯ 『太平御覽』二二七・度支尚書の条引、朱鳳晋書に「文帝度支尚書を立つ。軍糧計校^一にこれに由る。司馬孚を以つて之となす」とあり、晋書には専掌軍支計とあるのとあわせ考えると、度支と大司農とは並立したものと考へられぬ。

といつても、ここでことわつておかねばならないことは、『通典』三六職官・魏官置九品の条によれば、尚書と九卿とはともに第三品の官であり、品秩のうえからいえば度支尚書と大司農とは同等である。したがつて官位のうえからみれば両者の間に統属関係はないが（唐では戸部尚書は正三品であるに對し、司農卿は從三品である。『通典』四〇）、ただ度支尚書と大司農との関係を、専制君主との親近性の相違からみた場合、このように想定されるのであつて、わたくしはこの場合、唐代における官制形体の出発点をここにみとめようとするまでである。

⑰ 度支中郎將校尉は、西嶋氏、前掲一六頁に指摘されたように、度支中郎將の誤であらう。

⑱ 井上晃「魏の典農部廢止に就いて」、『史観』五二。一一頁。なお氏は「均征役」の解釈について西嶋氏と見解をこととされるようであるが、わたくしはこれに関して西嶋説に賛成である。

⑲ 拙論「勸農政策と占田課田」、『史林』四一の二。第二節、勸農政策の展開、八―一二頁。

⑳ 『晋書』二四職官志、尚書郎の条には、魏に長部郎があるが、

晋の武帝によつて廢されているところをみると、農部郎は典農部を掌つたものであらう。鄧艾の場合は軍屯であるから度支郎であつたと考へる。

⑤1 拙論、前掲、第四節、占田課田の土地問題と基本的対立關係。

⑤2 『晋書』六七温嶠伝には司徒府に田曹掾を置いて、諸州の勸農に当らしめたことが出てゐる。田曹尚書がこの田曹掾に關連するものであれば、当然、勸農行政をつかさどるものであり、したがつて占課田制施行のために設置された機関と見なければならぬ。

⑤3 管見ではあるが、『晋書』を通じてみたところでは、太康元年以後、八王の乱にいたる二七年間、屯田に關する記事は見当らない。なお草野靖氏は、占課田法施行時における軍の整備状況について、詳細に指摘していられる。「占田課田制について」『史淵』七六）

⑤4 年紀は『資治通鑑』八〇・晋紀二、咸寧四年七月の条による。

⑤5 唐の司農寺には上林・太倉・鈞盾・導官の四署のほか、畿内の屯田を主る諸屯監も所屬している。また地方においても民田・屯田は并列している。しかし唐の司農寺は全般的に農政に關する実務を扱ふところで、その上にあつて政令を下す命令機關ではない。唐では尚書省六部が政令を主り、九寺等はその下にあつて実務を主るものであることは『唐会要』七八・諸使雜錄上の条引、蘇氏駁議に「九寺・三監・東宮三寺・十二衛及京兆河南府はこれ王者の有司。おのおの守る所を勤め。以つて職事を奉ず。尚書は田章に准じ、程度を立て、以つて之を領す」と

あるように、尚書は政令の主体であり、九寺や諸州官庁等はその下請にすぎない。なおこれらのことについては嚴耕望「論唐代尚書之職任与地位」、『國立中央研究院集刊』二四に詳述してある。したがつていまは、命令系統によつて民田と公田の管掌上の區別を指摘したまでである。

⑤6 北齊の制度は北魏によつていとおもわれるが、北魏の尚書制度には改廢が多く、目下のところわたくしには明確な知見は成立していない。北魏の尚書制度についてはやはり嚴耕望氏のすぐれた研究「北魏尚書分部之演變」、『學術季刊』四の二）があることを指摘しておこう。

むすび

以上、漢代の勸農政策と財政機構の變容との關連をたどつてみたが、前漢時代には少府（帝室財政）大司農（國家財政）の二本建であつた財政機構が、後漢時代には大司農一本に整備され、それと同時に前漢時代、大司農や少府に直屬した都水・農監等、農政關係機構が郡県に移管された。

これは専制帝國の農政機構を、郡県制的把握の基本的關係の上に位置づけたものである。この農政關係機構の全面的な地方移管によつて、地方長官を主体とする水利・灌漑事業の推進とそれにもなう田土の開墾（墾田政策）が行なわ

れ、また貧民・流民への公田假与が行なわれた結果、多分に国家的土地所有の性格をもつた田土における民田の経営が展開され、幾多の中・小農民層を、国家権力の支配下に育成保護することができたと考えられる。そしてこのような体制の整備強化への努力は、魏晋後における分裂的・割拠的傾向および豪族勢力の発展によつていよいよ拍車をかけられることとなる。

また前漢の帝室財政機構から蟬脱して、皇帝側近の政務機関となつた後漢の少府においては、このような基本的関係の上に立つ専制君主の枢密機関として、政務の機密をつかさどる尚書の権力が、宰相としていよいよ重くなるとともに、郡県制的支配の最高監察官である御史中丞および司隸校尉が、尚書とともに三独坐と称せられて、宰相につぐ重要な地位をしめることとなつた。そして魏晋以後になると、少府所屬の尚書その他の政務機関はそれぞれ名実ともに独立し、財政機構をもそのなかに吸収して専制権力の中央官制は一段と整備され、唐代における政治体系の前駆的形体ができあがる。このように見ると、魏晋以後、唐にいたつて完成する国家体制は、すでに後漢時代において

その祖形を認めることができるとともに、国家的土地所有にさええられた民田経営の前提も、後漢時代に墾田政策や公田假与政策を通じて推進されたのであり、かくして後漢時代の政治体制が、それ以後に対して果たした役割は実に大きいといわねばならない。

〔附記〕本稿は文部省科学研究費による総合研究「六朝隋唐諸国家の権力機構とその変遷」の成果の一部である。

執筆者紹介

中原与茂九郎	京都大学教授
中村哲	京都大学助手
山澄元	京都大学大学院学生
横田健一	関西大学教授
西村元佑	桃山高校教諭
井上光貞	東京大学助教
林屋辰三郎	立命館大学教授
柴田実	京都大学教授
合田裕作	朱雀高校教諭

searching fundamental sources themselves as its premise as far as possible.

Policy for Promoting of Agriculture
in the *Han* (漢) Dynasty

—on the reformation of financial mechanism—

by

Genyu Nishimura

Double financial mechanism of *Shao-fu* (少府) (royal financial organization) and *Ta-ssu-nung* (大司農) (state financial organization) in the Former *Han* (前漢) period was completely equipped into a single mechanism of *Ta-ssu-nung* in the Later *Han* (後漢) period, and at once, in the Former *Han* period organizations for agricultural policy, such as *Tu-shui* (都水), *nung-chien* (農監) and so on, under immediate control of *Ta-ssu-nung* and *Shao-fu* were transferred to *Chün-hsien* (郡縣).

This means the agricultural policy of an absolute empire situated on fundamental relationship of *Chün-hsien* system's grasp. This local transference, through colonization, was to promote middle or small peasantry under the control of state-power, culminating in the political system of the *T'ang* (唐) dynasty; in other words such growing system seemed to be a prote-type of the *T'ang* dynasty.

In conclusion, we may say that the political system in the Later *Han* period played a great rôle for posterity.